

科目名(Subject)	労働法研究 (基本) (Labor Law (Basic) )		
単位数(Credits)	2 単位	開講時期	前期
担当教員名 (Name)	國武 英生 (Hideo Kunitake)	研究室番号 (Office)	512
Office Hours	月曜4限		
<p><b>1. 授業目的・方法(Course objective and method)</b>  本授業は、労働法が直面している課題や論点について調査・研究することを目的とする。  テーマを相談の上で選択し、関係法令、判例、実例、諸外国の法制度などを素材として、受講生の調査・プレゼンテーションをもとに質疑応答形式を進めていく。また、北大労働判例研究会に出席することにより、判例検討の方法等を学ぶ。</p> <p><b>2. 達成目標(Course Goals)</b>  判例評釈を行う基礎的能力を身につけるとともに、労働法上の論点について学術的な知見をふまえながら論じる力を修得することを目指す。  具体的には、①裁判例や具体的な事象をもとに議論する、②日本や諸外国の制度や実態を踏まえてより広く深い考察をする、③受講生同士で対話し主体的に考える力を養う、といった点に重きを置きたい。</p> <p><b>3. 授業内容(Course contents)</b>  労働法上の論点について、毎回、報告者を決めて報告してもらう。その報告に基づき、受講生同士で質疑応答を行うことで検討する。以下の方法を組み合わせて実施する。</p> <p>(a) 判例研究：最新の労働判例について検討する。報告者には、事実の概要、判旨、判決のポイント（先例との関係・位置づけ、学説の議論など）を報告してもらう。報告にあたっては、事実と判旨について、どこがわからなかったかを積極的に明らかにすること。全員で報告内容について議論し、理解を深める。</p> <p>(b) テーマ研究：重要な論点や論題を選び、上記 (a) と同様の要領で検討を加え、理解を深める。</p> <p>(c) レポート作成：文章作成能力を高めることを目的として、上記 (a) (b) を素材にして、レポートを作成し、提出する。</p> <p>[第 1 回] ガイダンス  [第 2 回] 判例研究とリーガル・リサーチの手法  [第 3 回] 判例研究  [第 4 回] 判例研究  [第 5 回] 判例研究  [第 6 回] 判例研究  [第 7 回] 判例研究  [第 8 回] テーマ研究のアプローチと手法  [第 9 回] テーマ研究  [第 10 回] テーマ研究  [第 11 回] レポート作成の手法  [第 12 回] テーマ研究  [第 13 回] テーマ研究  [第 14 回] テーマ研究  [第 15 回] まとめ</p> <p><b>4. 事前学修・事後学修(Preparation and review)</b>  事前の学習として、各授業回で取り扱う検討素材および報告レジュメを読んで理解を深め、何がわから</p>			

ないかを確認しておく。その上で、授業で質問するなどして理解を深めること。各回の予習としては90分程度が目安となる。

事後の学習としては、授業の内容を復習し、発見した課題や検討のアプローチ等を書き残しておく。発見した課題を次につなげる習慣を身につけることを推奨する。各回の復習としては30分程度が目安となる。

## 5. 使用教材(Teaching materials)

労働法の参考文献としては、以下のものを使用する。各論に関する教材については、テーマ選択時に指定する。

- ・ 國武英生『雇用社会と法』（放送大学教育振興会、2021年）
- ・ 村中孝史＝荒木尚志編『労働判例百選〔第9版〕』（有斐閣、2016年）

## 6. 成績評価の方法(Grading)

下記の要素に基づき成績評価を行う。

- ・ 報告内容（リサーチ、レジュメ作成、プレゼンテーション） 60%
- ・ 授業への参加度（討論、グループワーク） 40%

## 7. 成績評価の基準(Grading Criteria)

- ・ 労働法の諸問題に深い関心を持ち、与えられた課題に積極的に取り組むことができるか
- ・ 与えられた課題について、口頭や文章でわかりやすくプレゼンテーションできるか
- ・ 他者と協力して課題に取り組み、議論をしながら理解を深めることができるか
- ・ 法的な問題点を抽出し、自らの思考・判断のプロセス・結論を文章で明確に示すことができるか

上記基準について特に秀でている者を「秀」、上記基準を十分に満たす者を「優」、上記基準を一応満たす者を「良」、上記基準をぎりぎり満たす者を「可」、上記基準を満たさない者を「不可」とする。

## 8. 履修上の注意事項(Remarks)

学部授業等において労働法の基礎について学習済みであることが望ましい。